

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム（第3回）議事概要

日時：令和3年11月26日（金）9:35～11:40

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所社長
出席	森 健太郎	東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 課長代理
出席	塩入 直美	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 課長代理
出席	笹原 秀夫	東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 課長代理
出席	早水 宏樹	東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 課長代理
出席	西野 朋子	大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課 総括主査
出席	花川 毅	大阪府福祉部子ども室家庭支援課 統括主査
出席	石井 麻里	大阪府こころの健康総合センター総務課 総括主査
出席	和佐 夏希	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課制度推進グループ 主事 (代理出席)
出席	宮田 宏之	小山市総務部情報政策課 主任
出席	新宅 怜夫	千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 主査
出席	杉村 侑紀	千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 主事
出席	福田 美穂	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	田中 沙織	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	野里常 舜	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	中村 航	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	宮澤 奈津美	葛飾区政策経営部情報システム課 主任
出席	大原 隆史	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	飯間 翠	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	清水 隆	二宮町健康福祉部福祉保険課 主事
出席	配島 大	二宮町健康福祉部福祉保険課 副主幹
欠席	田原 克志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
欠席	矢田貝 泰之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任
出席	高相 泰忠	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	井上 明子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

（オブザーバー）

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 米井 駿 デジタル庁統括官付参事官付
欠席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 第3回WTの検討
3. その他

【議事概要】

○厚労省情参室

・標準化対象事務政省令については、11月6日から12月6日の期間でパブリックコメントを実施している。その中で、いくつかの自治体から政省令の中に障害者手帳の事務が含まれていないとの意見をいただいている。厚労省としては障害者手帳のように都道府県が処理しているものについては大都市特例も含めて各業務共通して政省令の対象外としている。一方で市町村事務の効率化、住民サービス向上の観点から標準準拠システムにおいて処理できるように、市町村に委任されている事務も含めて標準仕様書に記載をしている。このような状況の中、9月より東京都、大阪府にも構成員として参画いただき、ご意見を伺っている。引き続き、標準準拠システムの機能・帳票要件について議論を進めていくこととなるが、年明けから行う予定であった全国意見照会については、帳票要件だけを切り出して12月から先行して実施する方向で検討を進めている。また、あわせてデジタル庁や総務省にも相談の上、12月下旬に全国説明会の開催も検討しているところである。よりいっそう丁寧に自治体等のご意見を伺いながら、政省令と標準仕様書を整理して参りたい。忌憚のないご意見をお願いする。

○後藤構成員

・（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」36ページ）表3-11の「一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。」の記載については、オンライン処理におけるデータの参照や更新処理に影響が出ないようにするとの認識でよいか。
⇒（事務局）排他処理的な意味も含めてその認識で問題ないが、もう少し詳細な記載が必要と思われるため、記載内容について事務局にて再度検討する。（検討課題一覧No247）

○葛飾区構成員

・機能帳票要件の共通機能の記載について、障害者福祉システムと他システムを比較した場合、記載の粒度が異なる箇所が見受けられる。例えば、情報照会の機能であれば、住民税システムでは「社会保障税番号制度対応を実施していること」との記載にとどめられてる。また、障害者福祉システムと介護保険システムでは記載されている内容は似ているが、表現が多少異なっている。そのた

め、各システムの標準仕様書の記載粒度が統一されるようお願いしたい。なお、対応策として、共通機能についてはユニット化し別資料に記載することで、各システムはその別資料を参照することはできないか。別資料へ記載する機能としては、例えば情報照会機能やDV機能が該当すると思われる。

⇒（事務局）DV情報の扱いについては、昨年度のWTで議論した上で現在の整理になっている認識である。DV情報については自治体のどの部署が管理し、どの部署まで情報を公開するのかが業務システムの仕様ではなく、自治体の考え方によって異なるということもあり、現在の整理になっている。一方で情報照会機能に関しては、意見の通り、どの自治体でも同じ考え方になるため別資料でユニット化する意見について、事務局としても賛成である。

⇒（葛飾区構成員）例として情報照会機能、DV機能についてあげたが、これらに限った話ではなく、他の機能においても同様の内容があると考えられるので、できることからユニット化の対応をお願いしたい。

⇒（デジタル庁）共通機能については、どのような情報を示していくかも含めデジタル庁で検討中である。

○後藤構成員

・（資料「別紙2 機能帳票要件 機能ID1.3.19.」）「相談記録を管理できること」の機能についてメモ機能による管理へ変更ということは理解したが、メモ機能において必要な相談の記録が管理できるかどうか確認したい。相談の記録は残すことが重要であり、記録を分析することで障害者の方々へ対応すべき新たな政策を検討することができるためである。これは自治体だけではなく、都道府県、あるいは国全体でのデータの利活用をお願いしたい。

⇒（厚労省情参室）データの利活用については、国を挙げて取り組みを進めている優先課題である。とりわけ相談内容の記録は重要であると理解している。相談の記録を残し、履歴を管理し蓄積して職員間で共有を図り、本人へのアプローチや政策形成に活用して行くことに繋がると理解している。そのため、メモ機能によってもこうした記録の蓄積や共有分析等が実現できるのであれば、差し支えないと考えている。

⇒（事務局）相談記録については意見の通り、重要な機能であることから一度、機能要件に設けた経緯がある。その上でデータ要件を検討する中で、履歴を管理するデータ構造が必要であると認識しているが、管理する項目については自治体の運用が様々であり、また、障害者福祉に限らず、健康管理や生活保護においてもそれぞれの特徴をもった管理がなされているのが実情と考えられ、総合窓口の機能としても存在するものと捉えている。そのため、1.1版案においてはメモ機能による管理と位置づけており、メモ機能を超える相談記録機能については障害者福祉システムの機能として定義するのではなく、標準化対象外として定義するのが望ましいと整理している。

○（千葉市構成員）

・（資料「別紙2 機能帳票要件 機能ID2.3.3.」）管理項目の「NHK受信料減免お客様番号」について運用の背景について説明する。NHKから提供されるデータと現行の障害者福祉システムのデータを突合するにあたっては非常に苦慮している。NHKからのデータでは生年月日がないため、同一氏名の対象者が存在すると判断がつかない。また、NHKから提供されるデータの手帳番号については誤っていることがあるため信頼できない状態である。そのため、「お客様番号」が障害者

福祉システムで管理されることで、NHKからのデータと障害者福祉システムのデータの突合に「お客様番号」を使用でき、管理項目の追加は非常に助かる。

⇒（事務局）お客様番号は手帳の台帳に管理項目として追加しているため、NHK受信料減免の申し込みがあったタイミングで手帳の台帳に登録をしていただく運用になるが問題ないか。

⇒（千葉市構成員）その運用で問題ない。

⇒（厚労省情参室）デジタル庁でデータ要件・連携要件を整理されている中で、NHKのデータも連携し取り込めるようになれば、事務処理の軽減が見込まれる。この件について、デジタル庁の意見を確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）NHK側でデータが一意に定まっていないものをどのようにデータ要件・連携要件として定めるのか課題があると認識している。

○大阪府構成員

・（資料「参考資料1 第2回WT意見一覧」）No175、176の意見は、標準仕様書の適用対象範囲として都道府県が含まれるかどうかの質問に対し、回答が検討中となっている。その中で全国意見照会を12月14日より都道府県にも実施することであるが、No175、176について回答を整理した上で、意見照会を実施しないと全国の都道府県がどのように回答すればよいか混乱するのではないか。そのため、全国意見照会の実施前にNo175、176について回答をいただきたい。また、「別紙4 帳票レイアウト」では今回の対応にて文言マスタ等で設定できるよう対応をいただいているが、省令様式の案の提供をお願いしたい。

⇒（厚労省障害部）参考資料1のNo175、176については現段階では検討中のため、今後の意見照会等も含めて、皆様のご意見を踏まえて対応していきたいと考えている。

⇒（大阪府構成員）省令様式化する可能性があるのであれば、回答を示していただいた上で意見照会を実施していただきたい。現在の状態で、全国意見照会を実施しても各都道府県は回答できないのではないか。

⇒（厚労省情参室）標準仕様書を対象とする基準省令において定める標準様式については、基準省令の定め方が不明なところもあり、厚労省として考え方を示しづらいところである。そのためデジタル庁へ2点確認したい。基準省令には帳票をどこまで定めるべきか。また法律に基づく施行規則等で定められていない帳票については基準省令に基づく帳票としてレイアウト変更不可の形式で定めることとなるのか。

⇒（デジタル庁）基準省令の定め方について、現段階では検討中であり、定まっていないのが実情である。検討の方向性としては、標準仕様書の内容を、基準省令の形で全て規定するというのは現実的に難しいと考えている。そのため、基準省令の定め方としては、基準省令にプラス α する形で規定する必要がでてくる可能性がある。また、基準省令に、指摘のような帳票について、標準仕様としての帳票レイアウトを定めることは可能であり、標準化法第8条1項で定めるように、カスタマイズなしで、各自治体が標準準拠システムを利用できることが重要である。

⇒（厚労省情参室）標準準拠システムにおいては、帳票様式は一意に定められることになるが、その帳票様式を必ず使わなければいけないという義務が都道府県や市区町村に課される訳ではなく、別の様式を使いたい場合には、アドオンシステムで処理するなり、EUC機能を活用するなり、標準準拠システム以外で作成することも可能という理解である。例えば、都道府県が定める帳票を印刷したものを市区町村に配布し利用しているところもある。そうした運用を継続したいと考

えるのであれば、継続可能という理解である。なお、標準準拠システムで処理する場合には、標準準拠システムに備わっている標準帳票を使うように切り替えていただく必要があると理解しているが合っているか。

⇒（デジタル庁）その理解で問題ない。

⇒（厚労省情参室）全国意見照会の際に何かしらの考え方をお示ししたいと思う一方で、No175、176の回答については「検討中」のままの可能性はあるが問題ないか。

⇒（大阪府構成員）システム標準化を行うことに対し否定をしている訳ではない。帳票様式を都道府県の細則や規則で定めていることもあり、これらを改定するためには根拠が必要となるため省令様式として定められるのであれば提示をお願いしている。また、現時点の状態での全国照会を行うにあたり、他の都道府県も同様の疑問をもつのではないかと懸念があったので質問をさせていただいたところである。

⇒（厚労省情参室）厚労省としては年度末に標準仕様書の1.1版、来年の夏に2.0版の改定に向けて、都道府県が市町村に委任されている申請受付や進達の事務に係る部分についても、標準準拠システムで処理できるようにすることで、住民サービスの向上と事務の効率化が図られると思っている。そのため、政省令の定め方も、パブリックコメントで示している内容から改正する可能性も視野に入れつつ、都道府県からのご意見も聞きながら、標準準拠システム仕様書の検討を進めているところである。回答は「検討中」のステータスのままかもしれないが、全国意見照会の依頼の中で、依頼内容をどのように記載するかも含めて検討する。また、年末に予定している全国説明会の中でも連絡できるようにしたい。

○葛飾区構成員

- ・（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」8ページ）標準対象業務の範囲については「図1-2障害者福祉システムの機能範囲と標準化範囲のイメージについて」記載されている内容で確定なのか。また、標準化対象外の事務もいくつか提示されているが、これらの事務が9月22日の第4回関係府省会議の資料4「地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿」の図の中でどのように対応されるのかイメージがつきにくく、理解が難しい状態である。そのため、標準化対象外事務がシステムのどのようになされるのか、今後、示される予定はあるか確認させてほしい。

⇒（事務局）標準化の対象と対象外が確定かどうかについては、1.1版案としては、現時点の内容で進める予定である。今後については、全国意見照会の内容等を踏まえて、引き続き検討するため流動的な部分は残っていると認識している。対象外事務のパラメタでの対応や疎結合となるシステムの構成がわかりにくいという点は、どのような内容でお示しできるのか検討させていただく。（検討課題一覧No248）

以上